

(仮称) 江坂計画 質問書での住民からの意見と事業者の回答

受付番号	提案書に対する質問書の概要	左の質問書に対する事業者の回答
1	<p>高層マンションの建設は反対です。 目の前にある建物に圧迫感、圧力感（西側駐車場は鉄骨造りだと思えます）によって精神的ダメージも大きく（不安定になる）会を減らしても（5階、6階に下げても）今の構想図案（図面）では何も変わりません。一生、圧迫感、圧力感を感じて生活するのは、イヤですし、困ります。 影になる時間も長いので体にもよくないです。 小学校が今もバンク状態にもかかわらず、また待機児童がほぼ0に近い状況の中で、待機児童も増えると予測できるのに、高層マンションの許可をするのは、どうかと思います。 まだ戸建なら、精神的にも環境もいろいろなことの負担が少なく、小学校や待機児童のことも対応ができるのではないのでしょうか。 戸建の検討をお願いします。</p>	<p>周辺への圧迫感や日影の影響につきましては、今後、予測を行い、評価書案にてお示しいたします。 また、小学校など、児童の受け入れにつきましては、吹田市と協議を行い、影響軽減対策などを検討してまいります。</p>
2-1	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P20, 39》3-11、4-14 給水計画について、当計画で各段に増加することが予想されます。以下についてご教示ください。 ・給水計画について、周辺住民への影響は十分考慮されておりますでしょうか。 （引き込みを検討されている本管サイズのキャパシティが守られており、周辺地域への供給量を確保できることは確認できておりますでしょうか） 確認、検討内容についてもご提示いただけますでしょうか。</p>	<p>開発道路に新設給水本管を敷設することについての協議を吹田市水道局と行ってまいりますので、問題ないと考えています。</p>
2-2	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P20, 39》3-11、4-14 排水計画について、当計画で各段に増加することが予想されます。以下についてご教示ください。 ・排水計画については、受け入れられるだけの公共桝及び排水管サイズがあるか確認できていますでしょうか。</p> <p>・P39では現状の吹田市の下水の普及状況について記載ありますが、下水本管サイズのキャパシティなど、周辺地域への影響についても確認されているかと存じます。そのあたりについてもご提示いただけますでしょうか。</p> <p>・意見交換会でご説明されていた内容では、下水の圧送配管が下水道用地を通るとのことだったように思います。この圧送される排水は計画地の排水用でしょうか圧送用のポンプは下水道局が設置するのでしょうか。地域停電が起こった際はどのように対応するのでしょうか。また、ポンプが故障した際の地域住民への影響はないと考えて宜しいのでしょうか。</p> <p>・P39の下水道について、「処理人口は増加傾向にあったが、令和2年度に減少している」と記載ありますが、373,736人から376,695人に増加していないのでしょうか。</p>	<p>当該計画の排水計画につきましては、今後、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」等に基づき計画敷地周辺のインフラ整備状況を踏まえて、公共施設管理者と協議を実施致します。</p> <p>事業計画地での圧送管の設置については、吹田市下水道部と協議の上、決定します。</p> <p>記載の誤りです。「処理人口は増加傾向にある」が正しい記載となります。今後の届出資料において修正いたします。</p>
2-3	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P20, P124, P131》3-11、6-1、6-8 雨水貯留槽を設置する計画が記載あります。以下について現時点でお答えできる範囲で結構ですので、ご教示いただけますでしょうか。 ・雨水貯留槽は雨水利用目的と豪雨時等での緊急貯留の目的の為に設置するという事で宜しいのでしょうか。</p> <p>・豪雨時の緊急貯留を目的として設置する場合はその水槽容量及び、計画地へのどのくらいの雨量を想定して設置するか、設置要領根拠についてもご教示いただけますでしょうか。</p> <p>・P124で災害用の飲料水にも使用すると記載ありますが、飲料用に準じた水質基準を満たす水処理は可能なのでしょうか（個人的な意見としましては、飲料用でなくても生活水に利用できれば十分ではないかと思いますが、いかがでしょうか）。</p>	<p>雨水貯留槽は、豪雨時に下水本管への負荷を軽減させる為に、設置するもので、雨水利用目的での設置ではありません。</p> <p>計画敷地内の雨水流出抑制の為に貯留槽を設置する予定でです。貯留槽の容量等については今後、吹田市と詳細協議を行い、決定致します。</p> <p>貯留される水としては生活用水が前提となります。雨水貯留システムとは別に導入予定の非常用飲料水生成システムを利用することで、飲料として利用することができます。</p>

(仮称) 江坂計画 質問書での住民からの意見と事業者の回答

受付番号	提案書に対する質問書の概要	左の質問書に対する事業者の回答
2-4	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P30》4-5 事業計画地及びその周辺における用途地域の指定状況の資料を添付していただいておりますが、以下についてご教示ください。 ・北側敷地境界線上での規制は第一種住居地域として評価するということで宜しいでしょうか。</p>	<p>用途地域の指定状況に応じた評価を行います。</p>
	<p>・当計画竣工後は敷地内全てを第一種住居地域になるべきではないでしょうか。</p>	<p>用途地域の指定につきましては、事業者の回答する範囲ではないと考えますので回答を控えさせていただきます。</p>
	<p>・南吹田4丁目の戸建てが密集している地域についても第一種住居地域に変更するべきではないでしょうか（ゴルフ場が解体され、集合住宅が設置されるため）。</p>	<p>用途地域の指定につきましては、事業者の回答する範囲ではないと考えますので回答を控えさせていただきます。</p>
2-5	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P48, 55》4-23、4-30 P48には騒音に係る環境基準、P55には工場・事業場に係わる規制について記載あります。当計画においては、P48とP55のどちらで評価するのかご教示ください。</p>	<p>供用後の騒音につきましては、4-23頁に示す環境基準、工事中の騒音につきましては、4-32頁に示す特定建設作業の規制基準に基づいて評価を行います。</p>
2-6	<p>《江坂計画環境影響評価提案書 P62, P73》4-37、4-48 P62に記載の悪臭について、臭気指数10というのは工事期間中も適用されるのでしょうか。ご教示ください。また、P73の吹田市の目標値には「大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度」とありますが、この目標値は臭気指数10よりも厳しい値ということで宜しいでしょうか。</p>	<p>吹田市の規制基準である臭気指数10は供用後に適用されるものと考えております。 また、市の目標値は、臭気指数10より厳しい値となっています。</p>